

兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	3

公布された法令のあらまし

●行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第29号）

平成27年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の局、課及び室の組織改正

ア 企画県民部

- (7) 企画県民部に男女家庭課並びに地域創生課及び特区推進課を設置する。
- (4) 企画県民部政策調整課広域調整室を同部広域調整課に再編する。
- (7) 企画県民部エネルギー対策課を同部水エネルギー課に再編する。
- (2) 企画県民部防災企画局防災企画課及び防災計画課を同局防災企画課に、同局防災計画課広域企画室を同局防災企画課広域企画室に再編する。
- (4) 班の再編その他規定の整備を行う。

イ 健康福祉部

- (7) 健康福祉部子ども局男女家庭課を企画県民部へ移管する。
- (4) 健康福祉部健康局健康増進課受動喫煙対策室を同課に再編する。
- (7) 班の再編その他規定の整備を行う。

ウ 産業労働部

班の再編その他規定の整備を行う。

エ 農政環境部

班の再編を行い、引用法令の名称を改める等規定の整備を行う。

オ 県土整備部

班の再編その他規定の整備を行う。

(2) 附属機関の改正

ア 認定子ども園審議会を設置する。

イ 引用法令の名称を改める等規定の整備を行う。

(3) 地方機関の組織改正

ア 神戸県民センター県民交流室総務課、財務課、企画防災課及びビジョン課を同室総務防災課に、同室県民課及び商工労政課を同室県民課に再編する。

イ 阪神南県民センター県民交流室総務課、財務課及び企画防災課を同室総務防災課に、同室県民課、ビジョン課及び産業振興課を同室県民運動課に再編する。

ウ 阪神北県民局総務企画室総務課、財務課及び企画防災課を同室総務防災課に、同室里山・地域づくり課及び商工労政課を同室地域振興課に、同局県民交流室県民課及びビジョン課を同室県民課に、同室里山・自然課及び環境課を同室環境課に再編する。

エ 東播磨県民局総務企画室総務課、財務課、企画防災課及びビジョン課を同室総務防災課に、同局地域振興室県民課、ものづくり産業課及び水辺地域づくり課を同室県民課に再編する。

オ 北播磨県民局総務室を同局総務企画室に再編し、同局企画課及びビジョン課並びに同室総務防災課及び財務課を同室総務防災課に、同室商工労政課並びに同局県民交流室県民課及び観光交流課を同室県民課に再編する。

- カ 中播磨県民センター県民交流室総務課、財務課、企画防災課及びビジョン課を同室総務防災課に、同室県民課、銀の馬車道課及び商工労政課を同室県民課に再編する。
- キ 西播磨県民局総務企画室総務課、財務課及び企画防災課を同室総務防災課に、同局県民交流室県民協働課及び県民・ビジョン課を同室県民活動支援課に、同室地域づくり課及び商工労政課を同室地域づくり課に、同室環境第1課及び環境第2課を同室環境課に再編する。
- ク 但馬県民局総務企画室総務課及び企画防災課を同室総務防災課に、同室財務第1課及び財務第2課を同室財務課に、同局地域政策室県民運動課を同室協働推進課に、同室ビジョン課、地域振興課、夢但馬推進課及び産業観光課を同室地域づくり課に再編する。
- ケ 丹波県民局県民交流室総務課、財務課、企画防災課及びビジョン課を同室総務防災課に、同室地域振興課及び産業・ツーリズム課を同室地域振興課に再編する。
- コ 淡路県民局総務企画室総務課、財務課及び企画防災課を同室総務防災課に、同局県民交流室県民課及び商工労政課を同室県民・商工労政課に、同室ビジョン課及び未来島推進課を同室未来島推進課に再編する。
- サ 神戸県民センター西神戸県税事務所、阪神北県民局伊丹県税事務所及び東播磨県民局加古川県税事務所の調査課を調整課に再編するとともに、北播磨県民局加東県税事務所、西播磨県民局龍野県税事務所、但馬県民局豊岡県税事務所、丹波県民局丹波県税事務所及び淡路県民局洲本県税事務所に調整課を設置する。
- シ 北播磨県民局加東県税事務所管理課及び収税課を同事務所収税管理課に再編する。
- ス 西播磨県民局光都農林水産事務所森林林業第1課及び森林林業第2課を同事務所森林林業課に再編するとともに、同事務所に林道建設課を設置する。
- セ 丹波県民局丹波農林振興事務所に復興事業課を設置する。
- ソ 北播磨県民局加東農林振興事務所加西農業改良普及センター地域第1課及び地域第2課を同センター地域課に再編する。
- タ 淡路県民局洲本農林水産振興事務所南淡路農業改良普及センター経営第1課及び経営第2課を同センター経営課に再編する。
- チ 中播磨県民局姫路土木事務所管理課を同事務所管理第1課及び管理第2課に再編する。
- ツ 但馬県民局養父土木事務所ダム課を同事務所河川砂防課に再編する。
- テ 丹波県民局丹波土木事務所に復興事業課を設置する。
- ト 北播磨県民局加東土木事務所に東播磨南北道路対策室を設置し、同室に南北道整備課を設置する。
- ナ 西播磨県民局光都土木事務所河川復興室復興用地対策課及び復興事業第4課を廃止する。

(4) 職制の改正

- ア 本庁の組織に設置することがある職に理事(地域創生担当)、政策創生部長、副防災監、女性生活局長、地域創生局長、県土安全参事、防災計画参事、法人指導参事、参事(環境創造型農業推進担当)及び企画官を追加するとともに、政策部長、計画参事及び税務システム開発参事を廃止する。
- イ 県民局又は県民センターの組織に設置することがある職に阪神交流参事及び班長を追加するとともに、阪神活性化参事を廃止する。
- ウ 県民局及び県民センター以外の地方機関に設置することがある職に広域防災センターの次長及び県立身体障害者更生相談所の主任調整専門員又は調整専門員を追加するとともに、県立農林水産技術総合センターの農業技術センターの部の次長を廃止する。

(5) 臨時に置く組織及び職の改正

理事(地域創生担当)及び防災計画参事の設置期限を平成30年3月31日までとする等組織及び職の設置期限を見直す。

(6) その他

規定の整備を行う。

2 労働委員会事務局組織規則の一部改正

労働委員会事務局に置くことがある職に次長を追加する。

3 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正

病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第29号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第1節の2 削除

第1節の3 兵庫陶芸美術館(第72条の8—第72条の10)」

を

「第1節の2 兵庫陶芸美術館(第72条の4—第72条の6)

第1節の3 県立男女共同参画センター(第72条の7—第72条の9)」

に改め、「第15節の6 県立男女共同参画センター(第131条の18—第131条の20)」を削る。

第5条の2第1項の表広報課の項中「企画報道班」を「企画調整班 報道班」に改め、同表芸術文化課の項中「企画振興班 事業調整班 事業運営班」を「企画運営班 事業調整班」に改め、同表政策調整課の項及びエネルギー対策課の項を次のように改める。

男女家庭課	男女共同参画班 家庭応援班
消費生活課	消費政策班

第5条の2第1項の表文書課の項及び地域振興課の項を削り、同表統計課の項の次に次のように加える。

地域創生課	
地域振興課	地域活性化班 地域再生班
特区推進課	特区推進班

第5条の2第1項の表消費生活課の項を削り、同表に次のように加える。

政策調整課	政策班 調整班
広域調整課	地方分権班
水エネルギー課	エネルギー対策班 水資源班
文書課	文書管理班 法務班

第5条の2第2項の表管理局の款管財課の項中「財産・車両班」を「財産管理班」に改め、同表防災企画局の款防災企画課の項中「防災企画班」を「防災企画班 防災計画班」に改め、同款防災計画課の項を削り、同款復興支援課の項中「復興調整班 震災20周年事業班」を「復興調整班」に改め、同条第3項の表政策調整課の款及び文書課の款を削り、同表情報企画課の款の次に次のように加える。

文書課	県民情報センター	県民情報班
	公益法人室	公益・宗教法人班

第5条の2第3項の表防災計画課の款中「防災計画課」を「防災企画課」に改める。

第5条の5を次のように改める。

(男女家庭課の事務)

第5条の5 男女家庭課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する行政の総合調整に関すること。
- (3) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 家庭に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (5) 家庭に関する行政の総合調整に関すること。
- (6) 子育て支援に関する施策の調整及び実施に関すること。
- (7) 県立男女共同参画センター（しごと支援課の所掌に属するものを除く。）及び県立ひょうご女性交流館に関すること。
- (8) 男女共同参画審議会に関すること。

第5条の5の2を削る。

第5条の6を次のように改める。

（消費生活課の事務）

第5条の6 消費生活課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 消費者の利益の擁護及び増進並びに科学的生活の推進（以下「消費生活の推進等」という。）に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 消費生活の推進等に関する行政の総合調整に関すること。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の施行に関すること。
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。
- (5) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関すること。
- (6) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。
- (7) 物価問題に関すること。
- (8) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 県立健康生活科学研究所生活科学総合センターに関すること。
- (11) 県民生活審議会に関すること（消費者の利益の擁護及び増進、消費者苦情の処理等に係る調査審議、調停等に関するものに限る。）。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、消費生活の推進等に関すること。

第5条の6の2を削り、第5条の6の3を第5条の6の2とする。

第5条の6の4を削る。

第5条の7の次に次の3条を加える。

（地域創生課の事務）

第5条の7の2 地域創生課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域創生に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の施行に関すること。
- (3) 兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）の施行に関すること。
- (4) 兵庫県地域創生戦略の策定及び推進に関すること。
- (5) 地域創生戦略会議及び地域創生推進本部に関すること。
- (6) 地方創生に関する交付金の総合調整に関すること。
- (7) 県内地域における地域創生の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

（地域振興課の事務）

第5条の7の3 地域振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域振興の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域間の交流及び連携に関すること。
- (3) 地域整備計画に関すること。
- (4) 地方拠点都市地域の整備に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 低開発地域の工業の開発に関すること。

- (6) 総合保養地域の整備の総合的推進に関すること。
- (7) コウノトリ野生復帰事業の総合調整に関すること。
- (8) 地域再生大作戦の総合調整に関すること。
- (9) 過疎地域の自立促進に関すること。
- (10) 辺地に係る公共的施設の総合整備に関すること。
- (11) 離島振興対策に関すること。
- (12) 県有地の活用方策の調整に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

(特区推進課の事務)

第5条の7の4 特区推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国家戦略特別区域、総合特別区域、構造改革特別区域、その他地域振興のための区域に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) あわじ環境未来島構想の推進に関すること。
- (3) 一般財団法人淡路島くうみ協会に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

第5条の8の2を削る。

第5条の9第2項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること。

第2章第1節第1款中第6条の次に次の4条を加える。

(政策調整課の事務)

第6条の2 政策調整課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 政策の企画及び立案に関すること。
- (2) 県の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 県の重要事業の総合調整及び進行管理に関すること。
- (4) 政策会議に関すること。
- (5) 総合教育会議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

(広域調整課の事務)

第6条の3 広域調整課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 全国知事会との連絡に関すること。
- (2) 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備の総合的推進に関すること。
- (3) 関西圏等における広域的な地域連携に関すること。
- (4) 近畿地方行政連絡会議に関すること。
- (5) 関西広域連合との連絡に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

(水エネルギー課の事務)

第6条の4 水エネルギー課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水需給計画の策定及び調整並びに水利用の合理化に関すること。
- (2) エネルギーの需給の調整及びエネルギー利用の合理化に関すること。
- (3) 電力需給対策及び電力施設の整備に関すること。
- (4) 新エネルギーの導入促進に係る総合調整に関すること。

(文書課の事務)

第6条の5 文書課においては、次項及び第3項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 知事印、副知事印及び県印の管守に関すること。
- (2) 知事名又は副知事名で施行する文書の審査に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 県公報の編集発行に関すること。
- (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。
- (6) 官報報告に関すること。
- (7) 法令案の審査並びに法令の解釈及び整備に関すること。

- (8) 法令及びその運用に関する調査研究及び資料の収集に関すること。
- (9) 不服申立て、訴訟等の総括に関すること。
- (10) 行政手続制度に関すること。
- (11) 県法令集に関すること。
- (12) 兵庫県公館に関すること（県政資料館部門（歴史資料部門に限る。）に関するものに限る。）。

2 県民情報センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報公開の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関する行政の総合調整に関すること。
- (4) 情報公開・個人情報保護審議会に関すること。

3 公益法人室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人の認定及び監督に関すること。
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人（民法（明治29年法律第89号）の規定により社団法人又は財団法人として設立された法人に限る。）の監督に関すること。
- (3) 認可特定保険業者の監督に関すること。
- (4) 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条の規定による公益信託に係る許可及び一般的指導監督に関すること。
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）の施行に関すること。
- (6) 公益認定等委員会に関すること。

第11条中第37号を第38号とし、第36号の次に次の1号を加える。

- (37) 社会保障及び税に係る番号制度に関する行政の総合調整に関すること。

第17条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第4号中「前3号」を「前各号及び次項各号」に改め、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (8) 防災会議に関すること。

第17条第3号を同条第7号とし、同条第2号中「国内外」を「国外」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (4) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に関すること。
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関すること。

第17条第1号中「災害時」を「防災会議、災害時」に改め、「要請等」の右に「及び防災計画」を加え、同号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 防災に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 防災に関する行政の総合調整に関すること。

第17条に次の1項を加える。

2 広域企画室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広域防災その他の広域の危機管理に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 国内の災害に対する支援に関すること。

第17条の2を削る。

第19条第1項第1号中「防災計画課」を「道路保全課」に改める。

第20条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 地域防災力の向上に関すること。

第21条第1項の表障害福祉局の款障害者支援課の項中「社会参加支援班」を「ユニバーサル・社会参加支援班」に改め、同表子ども局の款男女家庭課の項を削り、同表健康局の款健康増進課の項中「歯科口腔保健班」を「歯科口腔保健班 受動喫煙対策班」に改め、同表薬務課の項中「薬務対策班」を「薬務対策・捜査班」に改め、同条第2項の表健康増進課の項を削る。

第22条第1項中第27号を第28号とし、第19号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 社会福祉士及び介護福祉士を養成する施設に関すること。

第23条中第22号を第23号とし、第2号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

る。

(2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事。

第28条第1項中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 精神保健福祉士を養成する施設に関する事。

第31条第7号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第32条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「県立いえしま自然体験センター」の右に「、県立こどもの館」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 児童福祉法の施行に関する事（児童厚生施設に関するものに限る。）。)

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第34条中第24号を第25号とし、第16号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士を養成する施設に関する事。

第35条第9号中「特定疾患等難病」を「指定難病その他の難病対策」に改める。

第36条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第19号中「及び次項」を削り、同号を同項第21号とし、同項中第16号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第15号を第17号とし、同号の前に次の1号を加える。

(16) 受動喫煙の防止等に関する事。

第36条第1項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関する事（保健に関するものに限る。）。)

第36条第2項を削る。

第37条第1号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第37条の2中第30号を第31号とし、第17号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 食品表示法の施行に関する事（食品衛生に関するものに限る。）。)

第38条第1項の表政策労働局の款産業政策課の項中「総務調整班」を「総務班」に改め、同表産業振興局の款新産業課の項中「情報・サービス振興班」を「情報・産学連携振興班」に改める。

第47条第1項の表農政企画局の款農業経営課の項中「集落農業活性化班 担い手サミット班」を「集落農業活性化班」に改め、同表農林水産局の款林務課の項中「木材利用班 森林資源活用計画班」を「木材利用班」に改める。

第48条の2第2項第6号を次のように改める。

(6) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）の施行に関する事（中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施の推進に関するものに限る。）。)

第48条の3第1項に次の1号を加える。

(10) 養父市中山間農業改革特別区域に関する事。

第48条の4第10号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 食品表示法の施行に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。)

第50条中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関する事（自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施の推進に関するものに限る。）。)

第51条第1項第5号を次のように改める。

(5) ため池の保全等に関する事（技術に関するものを除く。）。)

第51条第1項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第51条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ため池の保全等に関すること（技術に関するものに限る。）。

第53条第8号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第56条の4第9号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第56条の6第1項第2号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第57条第1項の表まちづくり局の款都市計画課の項中「地域計画班」を「土地利用班」に改める。

第58条第2項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第59条の2に次の1号を加える。

(6) 災害対策基本法の施行に関すること（災害時における車両の移動等に関するものに限る。）。

第63条の3第2項第5号を削り、同条中第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第64条の2第7号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第65条の2第19号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

(9) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の施行に関すること。

第65条の5第12号を次のように改める。

(12) 都市計画法の施行に関すること（開発許可制度に係るものに限る。）。

第71条の表情報公開・個人情報保護審議会の項を次のように改める。

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部男女家庭課
-----------	--	------------

第71条の表公益認定等委員会の項を削り、同表科学技術会議の項の次に次のように加える。

情報公開・個人情報保護審議会	情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項の調査審議並びに当該事務に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部文書課県民情報センター
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）による知事に対する答申、勧告等に関する事務	企画県民部文書課公益法人室

第71条の表自治紛争処理委員の項中「及び」の右に「連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示並びに」を加え、同表防災会議の項中「企画県民部防災企画局防災計画課」を「企画県民部防災企画局防災企画課」に改め、同表子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による幼保連携型認定こども園の設置の認可等についての審議に関する事務	健康福祉部こども局こども政策課
-----------	--	-----------------

第71条の表男女共同参画審議会の項を削り、同表環境審議会の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第4章第1節の2及び第1節の3を次のように改める。

第1節の2 兵庫陶芸美術館

(位置)

第72条の4 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第14号）第1条の規定により設置された兵庫陶芸美術館の位置は、篠山市今田町上立杭である。

(所掌事務)

第72条の5 兵庫陶芸美術館においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 陶芸の美術品及び陶芸に関する文献、図書、写真等の資料を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。
- (2) 陶芸に関する学術調査及び研究を行うこと。
- (3) 陶芸に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 陶芸に関する知識及び技能を有する人材の養成を行うこと。
- (5) 陶芸に関する講演会、講習会等を行うこと。
- (6) 陶芸に関する活動のために兵庫陶芸美術館の施設を県民の利用に供すること。
- (7) 他の美術館、研究機関等との相互協力を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、兵庫陶芸美術館の目的を達成するために必要なこと。

(内部組織)

第72条の6 兵庫陶芸美術館に、次の3課を置く。

総務課

企画・事業課

学芸課

第1節の3 県立男女共同参画センター

(位置)

第72条の7 兵庫県立男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成4年兵庫県条例第9号）第1条の規定により設置された県立男女共同参画センターの位置は、神戸市中央区東川崎町1丁目である。

(所掌業務)

第72条の8 県立男女共同参画センターにおいては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画社会の形成のための活動について支援すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成のための情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 男女共同参画社会の形成のための研修会、講演会等を開催すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成を阻害する諸問題に関する相談に応ずること。
- (5) 男女共同参画社会の形成に必要な就業に関する指導及び技術の講習を行うこと。
- (6) 男女共同参画社会の形成に関する調査研究を行うこと。
- (7) 神戸ハーバーランド庁舎に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、県立男女共同参画センターの目的を達成するために必要なこと。

(内部組織)

第72条の9 県立男女共同参画センターに、次の3課を置く。

調整課

企画啓発課

就業支援課

第75条第1項の表神戸県民センターの款中「総務課 財務課 企画防災課 ビジョン課 県民課 商工労政課」を「総務防災課 県民課」に改め、同表阪神南県民センターの款中「総務課 財務課 企画防災課 県民課 ビジョン課 産業振興課」を「総務防災課 県民運動課」に改め、同表阪神北県民局の款総務企画室の項中「総務課 財務課 企画防災課 里山・地域づくり課 商工労政課」を「総務防災課 地域振興課」に改め、同款県民交流室の項中「県民課 ビジョン課 里山・自然課」を「県民課」に改め、同表東播磨県民局の款総務企画室の項中「総務課 財務課 企画防災課 ビジョン課」を「総務防災課」に改め、同款地域振興室の項中「県民課 ものづくり産業課 水辺地域づくり課」を「県民課」に改め、同表北播磨県民局の款総務室の項中「総務室」を「総務企画室」に、「総務防災課 財務課 商工労政課」を「総務防災課」に改め、同款県民交流室の項中「県民課 観光交流課」を「県民課」に改め、同表中播磨県民センターの款中「総務課 財務課 企画防災課 ビジョン課 県民課 銀の馬車道課 商工労政課」を「総務防災課 県民課」に改め、同表西播磨県民局の款総務企画室の項中「総務課 財務課 企画防災課」を「総務防災課」に

改め、同款県民交流室の項中「県民協働課 県民・ビジョン課」を「県民活動支援課」に、「商工労政課 環境第1課 環境第2課」を「環境課」に改め、同表但馬県民局の款総務企画室の項中「総務課 財務第1課 財務第2課 企画防災課」を「総務防災課 財務課」に改め、同款地域政策室の項中「県民運動課 ビジョン課 地域振興課 夢但馬推進課 産業観光課」を「地域づくり課 協働推進課」に改め、同表丹波県民局の款中「総務課 財務課 企画防災課 ビジョン課」を「総務防災課」に、「地域振興課 産業・ツーリズム課」を「地域振興課」に改め、同表淡路県民局の款総務企画室の項中「総務課 財務課 企画防災課」を「総務防災課」に改め、同款県民交流室の項中「県民課 商工労政課 ビジョン課」を「県民・商工労政課」に改め、同条第2項を削る。

「第3款 総務室及び総務企画室」を「第3款 総務企画室」に改める。

第76条第1項中「総務室」を「総務企画室」に改め、第8号を次のように改める。

(8) 地域における施策の企画、総合調整及び総合的推進に関すること。

第76条第1項第9号を同項第14号とし、同項第8号の次に次の5号を加える。

(9) 地域における事業の総合調整及び進行管理に関すること。

(10) 地域開発に関すること。

(11) 地域内の地方機関の調整に関すること。

(12) 広報、広聴及び県民相談に関すること。

(13) 情報公開及び個人情報の開示等の調整に関すること。

第76条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号から第7号まで及び第9号並びに」を削り、同項第2号中「東播磨県民局総務企画室」の右に「及び北播磨県民局総務企画室」を加え、同項を同条第2項とする。

第78条第1項中「東播磨県民局地域振興室」の右に「及び北播磨県民局県民交流室」を加え、「に、北播磨県民局県民交流室にあっては第1号から第11号まで、第13号から第15号まで及び第22号」を削り、同条第2項中「第76条第1項第1号から第6号まで及び第9号並びに第2項各号」を「第76条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第14号まで」に改め、同条第3項第2号中「第76条第1項第7号及び第3項第1号イ」を「第76条第1項第7号及び第2項第1号イ」に改める。

第4章第1節の4第5款を次のように改める。

第5款 削除

第83条の表西神戸県税事務所の項、伊丹県税事務所の項及び加古川県税事務所の項中「調査課」を「調整課」に改め、同表加東県税事務所の項中「管理課 収税課」を「調整課 収税管理課」に改め、同表龍野県税事務所の項中「管理課」を「調整課 管理課」に改め、同表豊岡県税事務所の項から洲本県税事務所の項までの規定中「収税管理課」を「調整課 収税管理課」に改める。

第85条第12号中「特定疾患等難病」を「指定難病その他の難病対策」に改める。

第87条の8の表光都農林振興事務所の項中「森林林業第1課 森林林業第2課 治山課」を「森林林業課 治山課 林道建設課」に改め、同表丹波農林振興事務所の項中「治山課」を「治山課 復興事業課」に改める。

第87条の10第4項の表加西農業改良普及センターの項中「地域第1課 地域第2課」を「地域課」に改め、同表南淡路農業改良普及センターの項中「経営第1課 経営第2課」を「経営課」に改める。

第87条の13第2項中「場合で、特別な事情があるとき」を「場合その他特別な事情がある場合」に改める。

第87条の14第1項中「及び西宮土木事務所」を「にあっては第1号から第7号までに掲げる事務、第8号に掲げる事務（砂利に関するものに限る。）、第9号、第10号及び第12号に掲げる事務（建設業等に関するものに限る。）、西宮土木事務所」に改める。

第87条の16第1項の表姫路土木事務所の項中「管理課」を「管理第1課 管理第2課」に改め、同表養父土木事務所の項中「河川砂防課 ダム課」を「河川砂防課」に改め、同表丹波土木事務所の項中「公園砂防課」を「公園砂防課 復興事業課」に改め、同条第5項中「復興用地対策課、復興事業第1課、復興事業第2課、復興事業第3課及び復興事業第4課」を「復興事業第1課、復興事業第2課及び復興事業第3課」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 加東土木事務所に、第1項に規定する課のほか、東播磨南北道路建設事業を分掌させるため、東播磨南北道路対策室を置き、同室に南北道整備課を置く。

第4章第15節の6を削る。

第136条の8第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第209条第1項及び第2項を次のように改める。

県立工業技術センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

名称	課名
総務部	総務課
技術企画部	技術活用課
材料・分析技術部	
生産技術部	

2 技術企画部に、前項に規定する課のほか、技術支援室を置き、同室に技術交流課を置く。

第378条の表理事（技術担当）の項の次に次のように加える。

理事（地域創生担当）		地域創生に関する特に重要な事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
------------	--	---

第378条の表知事公室長の項中「及び芸術文化」を「、芸術文化、男女共同参画及び家庭並びに消費生活」に改め、同表政策部長の項を次のように改める。

政策創生部長		新たな兵庫の創出に向けた施策に関する事務を管理し、長期ビジョン及び地域創生の推進並びに県民生活、科学技術及び情報技術の振興に関する事務を処理する職員を指揮監督する。
--------	--	--

第378条の表まちづくり部長の項の次に次のように加える。

副防災監		防災監の職務を補佐するとともに、防災監に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
------	--	---

第378条の表政策調整局長の項を次のように改める。

女性生活局長	企画県民部	男女共同参画及び家庭並びに消費生活に関する事務を担当する。
--------	-------	-------------------------------

第378条の表ビジョン局長の項中「、地域振興」を削り、同項の次に次のように加える。

地域創生局長	企画県民部	地域創生、地域振興及び特区推進に関する事務を担当する。
--------	-------	-----------------------------

第378条の表県民生活局長の項中「、消費生活」を削り、同表科学情報局長の項の次に次のように加える。

政策調整局長	企画県民部	政策調整、広域調整、エネルギー対策及び水資源並びに文書に関する事務を担当する。
--------	-------	---

第378条の表計画参事の項を次のように改める。

県土安全参事	県土企画局	社会基盤の整備に係る事業の調整及び連携に関する事務を担当する。
--------	-------	---------------------------------

第378条の表子ども安全官の項中「保育所」を「障害児施設（情緒障害児に係るものを除く。）、保育所及び児童厚生施設」に改め、同表税務システム開発参事の項を削り、同表財産管理参事の項の次に次のように加える。

防災計画参事	防災企画課	地震対策及び津波対策に係る計画の策定及び推進に関する事務
--------	-------	------------------------------

		を処理する。
--	--	--------

第378条の表訓練・調整参事の項の次に次のように加える。

法人指導参事	社会福祉課	社会福祉法人、社会福祉施設等に対する指導及び監査に関する事務を処理する。
参事（環境創造型農業推進担当）	農業改良課	環境創造型農業の推進に関する事務を処理する。

第378条の表工事検査室参事の項の次に次のように加える。

企画官	地域創生課	地域創生に関する施策の企画及び総合調整に関する事務のうち、担当事務を処理する。
-----	-------	---

第383条第3項中「(丹波県民局を除く。)」を削る。

第384条の表中「阪神活性化参事」を「阪神交流参事」に、

「

課長	知事が指定する県民局の組織	担当事務を管理し、又は処理する。
----	---------------	------------------

」

を

「

課長	知事が指定する県民局の組織	担当事務を管理し、又は処理する。
班長	課	課の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。

」

に改める。

第385条の3第1項中「及び丹波県民局」を削る。

第386条第1項中「職員健康管理センター、県立男女共同参画センター」を「県立男女共同参画センター、職員健康管理センター」に改める。

第387条第1項の表次長の項中「自治研修所」の右に「、広域防災センター」を加え、「、県立農林水産技術総合センターの農業技術センターの部」を削る。

第387条第1項の表主任森林動物専門員又は森林動物専門員の項の次に次のように加える。

主任調整専門員又は調整専門員	県立身体障害者更生相談所	身体障害者の福祉に関する事務その他の担当事務を処理する。
----------------	--------------	------------------------------

附則第2条第1項の表内部組織の項の次に次のように加える。

特区推進課	平成30年3月31日
-------	------------

附則第2条第1項の表復興支援課の項中「平成27年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同表光都土木事務所河川復興室の項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同条第2項の表職名の項の次に次のように加える。

理事（地域創生担当）	平成30年3月31日
------------	------------

附則第2条第2項の表計画参事の項を次のように改める。

県土安全参事	県土企画局	平成29年 3月31日
--------	-------	-------------

附則第2条第2項の表税務システム開発参事の項を削り、同表個人住民税特別対策官の項の次に次のように加える。

防災計画参事	防災企画課	平成30年 3月31日
--------	-------	-------------

附則第3条第1項中「政策調整課、エネルギー対策課、文書課」を「男女家庭課、消費生活課」に改め、「地域振興課」を削り、「統計課」の右に「地域創生課、地域振興課、特区推進課」を加え、「消費生活課」を削る。

(労働委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 労働委員会事務局組織規則(昭和38年兵庫県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「事務局に」の右に「次長又は」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次長は、事務局長の職務を補佐する。

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「県立がんセンター総長」の右に「、医療監」を、「副院長」の右に「、院長補佐」を加え、「副所長、副校長」を削る。

(1) 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則(昭和43年兵庫県規則第60号)第2条第3号

(2) 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則(昭和44年兵庫県規則第20号)第2条第3号

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中行政組織規則第56条の4第9号及び第71条の表環境審議会の項の改正規定 平成27年5月29日
- (2) 第3条の規定(「副院長」の右に「、院長補佐」を加える部分及び「副所長、副校長」を削る部分(副所長に係る部分に限る。))に限る。) 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第26号)附則ただし書に規定する管理規程で定める日